

平成31年 第2回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成31年2月25日(月)

平成31年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成31年2月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成		書記	事務局主事 田島一成

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	×
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 川田 貴之 委員 議席番号3番 藤島 廣二 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、賃借人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△ 外1筆、計1,394㎡、青地であり、地目は畑、賃借人の居住地から申請地までは約630m、権利内容は2年間の賃貸借権設定、賃借人の耕作面積は1,309㎡、すべて自作でございます。従業者数は3人、機械に関しては耕うん機2台を所有、その他近隣農家より借受、作付品目は水稻とのことです。賃借人は62歳の兼業農家であり、経営規模維持の為申請となりました。この案件について、権利内容が賃貸借権の設定となっておりますが、こちらは、地権者の要望です。地権者は76歳ということで、先々のことを考え、早め早めに農業委員会を通じた貸借をしたいという要望がございました。しかし、上里町の基盤強化法による貸借は5月と11月の年2回のみしか行っておりません。一方、今回の農地法による貸借は農地法3条の要件を満たせば、一般的な3条の売買と同様、毎月受付をしております。そのため、5月の基盤強化法による貸借を待たずに、今回の農地法による貸借の申請となりました。</p>

2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、3, 323㎡、青地であり、地目は田、譲受人の居住地から申請地までは約810m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は1,309㎡、すべて自作でございます。従農者数は3人、機械に関しては耕うん機2台を所有、その他近隣農家より借受、作付品目は水稻とのことです。賃借人は62歳の兼業農家であり、経営規模維持の為申請となりました。

3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外1筆、計153.33㎡、農業振興地域外であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約210m、権利内容は贈与による所有権移転、譲受人の耕作面積は5,705㎡、すべて自作でございます。従農者数は2人、機械に関してはトラクター1台、田植機1台を所有、作付品目は葉菜類とのことです。譲受人は76歳の専業農家であり、経営規模維持の為申請となりました。この案件について、権利内容が贈与による所有権移転となっておりますが、こちらは、議案第5号の1番の案件と関連するものでございます。議案第5号の1番の案件は宅地造成の申請ですが、一部、本案件の譲受人の農地を使用しての計画となっております。宅地造成用地として本案件の譲受人が提供する農地の代わりに、本案件の農地を取得したいため申請となりました。

4番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 行田市大字〇〇△△△の△ 公益社団法人〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、2,192㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約4km、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は304,608㎡、うち自作が33,339㎡、借受が271,269㎡でございます。従農者数は3人、機械に関してはトラクター5台、コンバイン2台、田植機1台、農業用トラック5台を所有、作付品目は水稻及び露地野菜とのことです。譲受人は68歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。

5番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 美里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、364㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約1.2km、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は20,482㎡、すべて自作でございます。従農者数は1人、機械に関しては耕うん機1台、クレーン付トラック3台、軽トラック3台、バックフォア1台を所有、作付品目は植木とのことです。譲受人は47歳の造園業者であり、経

		営規模拡大の為申請となりました。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	並木 利明 委員	1番・2番について 問題ありません。
	根岸 好行 委員	3番について 周辺は住宅の為、問題ありません。
	松本 保夫 委員	4番について 問題ありません。
	石関 準一 委員	5番について 現地は現在、家庭菜園をしております。問題ありません。
	議長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
日程第3 議案第4号	議長	日程第3 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局によ

農地法第4条の規定による 許可申請について	事務局	<p>る説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、上里町大字〇〇△△△（株）〇〇〇〇の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外1筆、計1,944㎡、地目は田、転用目的は農機具保管施設、申請人の職業は農地所有適格法人、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、農振農用地です。宅地に接続しています。現状、農機具や農業資材の保管場所が手狭となっており、また今後、事業の拡大を予定しているため建設するものです。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	清水 晴保 委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	日程第4 議案第5号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議長
	事務局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p>

		<p>1 番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏 外 2 名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外 4 筆、計 2 2 1 8. 2 3 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は 1 1 区画の宅地造成、譲受人の職業は建築・不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第 3 種農地です。宅地に接続しています。申請地は駅に近く住宅地に適しているため、宅地造成後、整備された土地を購入希望者に販売するものです。</p> <p>2 番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△、9 8 7 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は 3 区画の宅地造成、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第 3 種農地です。宅地に接続しています。申請地周辺は住宅に囲まれ、住宅地に適しているため、宅地造成後、整備された土地を購入希望者に販売するものです。</p> <p>3 番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 2 8 5 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第 3 種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、子供の成長に伴い手狭になってきたため自己用住宅を建設するものです。</p> <p>4 番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△の△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 7. 9 7 m²、地目は畑、権利内容は 2 0 年間の使用貸借権設定、転用目的は進入路、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第 3 種農地です。宅地に接続しています。借人の自己用住宅への進入路として使用するものです。現地には現在砂利が敷いてあるため、始末書の添付がございます。</p> <p>5 番ですが、譲受人 群馬県伊勢崎市〇〇△△△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏 外 1 名、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外 1 筆、計 3 3 7 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は看護師、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第 1 種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、子どもの成長に伴い手狭になってきたため自己用住宅を建設するものです。</p>
--	--	--

		<p>6番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 133㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は駐車場としての敷地拡張、借人の職業は会社員、形態は拡張、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。借人は申請地北側に暮らしており、子どもの車両が増え駐車スペースが不足となったため、敷地を拡張するものです。</p> <p>7番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 22㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は進入路、譲受人の職業は無職、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地北側にある譲受人所有の農地への進入路として使用するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>根岸 好行 委員 1番について 問題ありません。</p> <p>和田山 玉彦委員 2番について 住宅地の中ですので、問題ありません。</p> <p>橋爪 一松 委員 3番・4番について 始末書があるので、問題ありません。</p> <p>齋藤 直 委員 5番について 問題ありません。</p> <p>紙田 晴夫 委員 6番について</p>
--	--	---

[閉 会]	松本 保夫 委員	問題ありません。 7番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成31年2月25日

議 長

印

(川田 貴之 委員)

署 名 人

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印